

令和4年度

福岡市公共事業再評価等監視委員会

《 議 事 要 旨 》

【再評価 3件、事後評価 10件】

【再評価】

- ① 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業 (道路下水道局)
- ② 福岡市東地区地域居住機能再生推進事業 (住宅都市局)
- ③ 福岡市南地区地域居住機能再生推進事業 (住宅都市局)

【事後評価】

- ④ 道路ネットワーク整備による都市の成長に資する道づくり (道路下水道局)
- ⑤ 雑餉隈駅周辺における安心して快適な交通環境の形成 (道路下水道局)
- ⑥ すべての人が安全で快適に移動できる道路空間を創出する道づくり (道路下水道局)
- ⑦ 安全・安心して快適な通学路及び自転車利用空間が確保された道づくり (道路下水道局)
- ⑧ 災害に強く市民の安全・安心を支える道づくり (道路下水道局)
- ⑨ 効率的かつ戦略的な維持管理により次世代に継承する道づくり (道路下水道局)
- ⑩ 災害時の人流・物流の確保と安全で円滑に移動できる道づくり計画
(無電柱化推進計画支援) (道路下水道局)
- ⑪ 福岡都心部地区都市再生整備計画 (住宅都市局)
- ⑫ 身近な生活に潤いをもたらす緑づくり (住宅都市局)
- ⑬ こどもの安全・安心な緑づくり (住宅都市局)

令和4年度 再評価対象事業

① 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業

<再評価に関すること>

(委員)

○ 物価上昇による事業費の増について、R4年度以降の単価が横ばいとなっているが問題ないのか。

(道路下水道局)

● 今後の物価変動は不確定であるため、R4年度以降はR4年度単価で固定して算出するよう国の指示である。

(委員)

○ 単価については今後上昇していくことが高い確率で見込まれるが、予算の補正で対応するのか。

(道路下水道局)

● 予算については適切に要求を行っていく。今後単価の大幅な上昇等があれば国と事業費の変更協議をまた行っていくことになる。

(委員)

○ 費用便益について、前回と比較して便益が増えているが増加要因は何か。

(道路下水道局)

● 基準年の変更及びマニュアルの改訂による単価の変更が主な要因である。

今年度費用便益比を算出しているため、便益算出における社会的割引率を乗ずる基準年を令和4年度に変更している。また、マニュアルの改訂により燃料費等の単価が更新された結果、便益が増加している。

(委員)

○ 鉄道の高架化により緊急車両の通行がスムーズになるといった便益もあると思うが、そういった便益は見込んでいるのか。事業前からそういった便益も加味し、事業を評価すべきと考えるが事業者としてどのように考えているか。

(道路下水道局)

● 国のマニュアルに基づき、一般的な移動時間短縮での便益等で評価を実施しており、緊急車両に特定した便益は算出していない。

国においては、事業評価手法の改善に向けて、費用便益比の位置づけの整理や、便益の算出方法の改善等について議論が進められているところであり、今後の動向を注視していきたいと考えている。

(委員)

- 費用便益比を算出する際、マニュアルに基づき鉄道事業者の負担を除いて算出しているとのことだが、鉄道事業者の負担も加えると費用便益比が1を切ると思われるが、問題ないのか。

(道路下水道局)

- 鉄道事業者の負担には、本来の連続立体交差事業に含まない増強分、例えば新たに設置する新駅の建設費などが多く含まれている。新駅ができ、サービス向上に伴う乗客の増加や乗客の満足度向上などの鉄道事業者の便益も含めていないため、連続立体交差事業の評価として適正であると考えている。

【結 論】

<再評価について>

今回の事業再評価について、今後の対応方針は「事業継続」とする。

令和4年度 再評価対象事業

- ② 福岡市東地区地域居住機能再生推進事業
- ③ 福岡市南地区地域居住機能再生推進事業

<再評価に関すること>

(委員)

- 高齢化が進行し、整備地区の人口が減少傾向にある中で、建替前の住戸数と同数を整備する必要があるのか。整備した住戸が、入居されず空室状態が続くような事態にならないか。

(住宅都市局)

- 「市営住宅ストック総合活用計画」において、目標とする管理戸数を現状程度としており、また人口が減少する見込みがある一方で、当面は、住宅確保要配慮者は増加していく見込みであり、市営住宅はそのような方を受け入れるセーフティネット機能を持っているため、同数を整備することとしている。

整備地区内の人口減少は、高齢化の進展に伴う単身世帯の増加によるものと考えている。建替事業で整備した住宅は、子育て世帯の募集枠を確保するとともに、高齢者世帯や単身者世帯の募集にも配慮するなど入居促進を図っており、空室対策にも寄与している。

(委員)

- 東地区の計画に関して、市営城浜住宅の戸数に記載がある全面的改善済住宅とは何か。

(住宅都市局)

- 長寿命化や設備水準の向上を図るため、改善工事を実施した住棟である。なお、本計画の対象ではない。

(委員)

- ストック総合改善事業を実施する住宅はどこか。

(住宅都市局)

- ストック総合活用計画において、築年数や老朽化の程度などに応じて対象住宅を決定し、事業を実施している。

(委員)

- 費用便益比の費用について、昨今の物価高、労務単価の上昇などは考慮しているか。

(住宅都市局)

- 既に工事が完了している住棟では、実績値を使用し、今後工事を実施する住棟では、実績を踏まえた建設費を使用しており、物価高、労務単価の上昇などの急激な変化については考慮していない。

【結 論】

<再評価について>

今回の事業再評価について、今後の対応方針は「事業継続」とする。

令和4年度 事後評価対象事業

- ④ 道路ネットワーク整備による都市の成長に資する道づくり
- ⑤ 雑餉隈駅周辺における安心で快適な交通環境の形成
- ⑥ すべての人が安全で快適に移動できる道路空間を創出する道づくり
- ⑦ 安全・安心で快適な通学路及び自転車利用空間が確保された道づくり
- ⑧ 災害に強く市民の安全・安心を支える道づくり
- ⑨ 効率的かつ戦略的な維持管理により次世代に継承する道づくり
- ⑩ 災害時の人流・物流の確保と安全で円滑に移動できる道づくり計画（無電柱化推進計画支援）

<事後評価に関すること>

（委員）

- 個別補助に移行した計画や事業があるとのことだが、移行後はその計画が終了したということなのか、もしくは、計画が継続している状態で国からの補助金の種類が変わったということなのか。

（道路下水道局）

- 個別補助への移行については、計画内の全ての事業が個別補助に移行したものと、計画内の特定の事業のみ移行したのものがあるが、計画内の全ての事業が移行したものについては、移行の前年度末までで計画は終了したことになる。また、無電柱化事業など特定の事業のみ個別補助に移行したものについては、その事業のみ終了した上で計画は継続していることになる。

（委員）

- 特定の事業に国が補助を行う個別補助とは異なり、社会資本整備総合交付金は市が複数の事業間で事業費を融通できるメリットがあるとの説明があったが、交付金から個別補助へ移行させることについて、市は補助を受ける立場としてどのような意見を持っているのか。

（道路下水道局）

- 個別補助については、社会資本整備総合交付金と別枠で国が予算を確保するため、個別補助に移行させた方が、個別補助金及び社会資本整備総合交付金ともに、国への要望額に対する補助額の割合が高くなる傾向にある。したがって、個別補助の要綱に合致する事業については個別補助に移行させるとともに、社会資本整備総合交付金と組み合わせるなど、国庫補助を最大限活用しながら、各事業の進捗を図っていきたいと考えている。

（委員）

- 自転車通行空間ネットワーク計画路線の整備については、どのような道路が対象で、整備延長はどのような観点で設定しているのか。

（道路下水道局）

- 福岡市自転車活用推進計画において、自転車通行空間ネットワーク計画路線の対象路線は、原則、幅員 15 メートル以上の都市計画道路としている。整備延長については、交通量や鉄道駅へのア

クセス等の観点を踏まえつつ、これまでの整備状況等を見ながら、計画期間内に優先して整備すべき路線を抽出し、設定している。

【結 論】

<事後評価について>

事後評価は、適切になされたと判断する。

<今後の方針について>

方針に基づき、適切に推進すること。

令和4年度 事後評価対象事業

⑪ 福岡都心部地区都市再生整備計画

<事後評価に関すること>

(委員)

○ コロナ禍の影響を受けている評価指標について、今後改めて確認するのか

(住宅都市局)

● 今後の感染状況などを見ながら、改めて評価指標を再確認することを検討している。

(委員)

○ 計画区域はかなり広範囲となっているが、中でも天神博多の一部地区に集中している。エリア設定の背景にはどういったものがあるのか。

(住宅都市局)

● 上位計画である福岡市基本計画において、都心部のまちづくりとして、核となる3つの地区（天神・渡辺通地区、博多駅周辺地区、ウォーターフロント地区）の機能強化とともに、回遊性の向上により地区間相互の連携を高めることで都心部全体の魅力向上を図ることとしており、3地区とその回遊軸となる範囲を計画区域としている。

(委員)

○ 天神・博多の中心部での事業が多い印象だが、大名や清川などの周辺エリアでも、更新期を迎えた建物が多く残っており、建替えやリノベーションを促進する施策ができるか。

(住宅都市局)

● 今後の参考にさせていただきたい。

【結 論】

<事後評価について>

事後評価は適切になされたと判断する。

<今後の方針について>

今後のまちづくり方策に基づき、適切に推進すること。

令和4年度 事後評価対象事業

⑫ 身近な生活に潤いをもたらす緑づくり

⑬ こどもの安全・安心な緑づくり

<事業全般に関すること>

(委員)

○ 整備を行う公園選定の考え方などはあるか。

(住宅都市局)

● 既存公園の再整備にあたっては、施設の老朽度や地域ニーズなどを踏まえ選定している。

(委員)

○ 公園の利用者数や稼働率から評価することも考えられると思う。

(住宅都市局)

● 今後の参考にさせていただきたい。

(委員)

○ 限られた予算の中で公園の整備を行うにあたり、市民や企業などの力を借りながら公園の整備、運営を行うスキームの検討も行ってはどうか。

(住宅都市局)

● 市が管理している約1,700か所の公園の内、約8割の公園において、地域による愛護会活動が行われている。また、都心部の公園等では、Park-PFI 制度などを活用した民間活力による公園の魅力向上を検討している。引き続き、立地特性を活かした公園の魅力向上を図っていく。

<事後評価に関すること>

(委員)

○ 身近な生活に潤いをもたらす緑づくり指標②「地域の公園に親しみを感じている市民の割合」について、公園の整備を行う際、ワークショップなどの地域の要望に対応するための取り組みは行うものなのか。

(住宅都市局)

● 身近な公園の整備においては、ワークショップ等により、地域ニーズを把握している。

(委員)

○ 整備した公園の地域から、整備した公園に対する意見を集約できるような手法や評価指標があると、より効果的であると思う。

(住宅都市局)

● 今後の参考にさせていただきたい。

【結 論】

<事後評価について>

事後評価は、適切になされたと判断する。

<今後の方針について>

今後の方針に基づき、適切に推進すること。